

ご用心!!

訪問購入

業者が訪問する形で買い取られた場合でもクーリング・オフができます。



！トラブル事例

不要な着物を譲って欲しいという電話があった。不要なものがあったので承諾し来てもらうと「貴金属を見せて」と言わされた。しつこく言うので見せたら言葉巧みに安く買い取られてしまった。後悔し翌日すぐキャンセルを申し出たが既に手元にはないと言われた。

ここが問題

不要なものを買い取ると言って訪問しても実際は貴金属が目当てで、安すぎる価格で強引に持つて帰られます。目的を隠した訪問は違反です。

撃退法

相手がどのような業者なのか確認をせず取引して後悔しないよう慎重な対応が大切です。買取を希望しないなら毅然と断りましょう。訪問販売と同様、契約書面の交付を受けてから8日間以内ならクーリング・オフができます。8日以内は物品の引き渡しを拒むことができます。

ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3
市町村振興センター 5 階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1
県益田合同庁舎 2 階

TEL & FAX 0856-23-3657